

厚生労働省発職 0822 第 2 号

令和元年 8 月 22 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 根本 匠

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 対象障害者の確認

一 対象障害者の確認は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める書類又はその写しにより行うものとする。

1 身体障害者 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師、産業医若しくは健康管理医その他これに準ずる者が作成した診断書若しくは意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、都道府県知事の定める医師が作成した診断書又は意見書に限る。）

2 知的障害者 知的障害者判定機関が交付した判定書その他これに準ずる書類

3 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳

二 国及び地方公共団体の任命権者による特定身体障害者の確認は、一（1に係る部分に限る。）により行うものとする。

三 市町村及び特別地方公共団体の任命権者に対する対象障害者及び特定身体障害者の確認方法に係る厚

生労働大臣の適正実施勧告の権限は、都道府県労働局長に委任することとする。

第二 国及び地方公共団体の任命権者による任免状況の公表

一 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者任免状況通報における全ての事項に係る内容を公表することとする。ただし、やむを得ない場合には、その内容に代えて、内容を公表しない旨及びその理由を公表することとする。

二 国及び地方公共団体の任命権者は、任免状況の公表に当たっては、公表した日を明らかにして、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととする。

第三 国及び地方公共団体の任命権者による障害者雇用推進者の選任

国及び地方公共団体の任命権者による障害者雇用推進者の選任は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号。以下「改正法」という。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第一項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を障害者雇用推進者として選任するものとする。

第四 国及び地方公共団体の任命権者による障害者職業生活相談員の選任

一 国及び地方公共団体の任命権者が、障害者職業生活相談員を選任する基準となる障害者の数は、五人とすること。

二 国及び地方公共団体の任命権者による障害者職業生活相談員の選任に係る精神障害者の範囲は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は適応訓練を修了し、当該適応訓練を委託された事業主に雇用されている者とする事。

三 国及び地方公共団体の任命権者が選任する障害者職業生活相談員に係る厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次のいずれかに該当する者とする事。

1 職業能力開発総合大学の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者

2 大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用

課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者で、その後一年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

3 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後二年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

4 1から3までに掲げる者以外の者で、三年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

5 1から4までに掲げる者に準ずる者

四 一般事業主が選任する障害者職業生活相談員に係る厚生労働省令で定める資格を有する労働者について、三の5に掲げる者について新たに規定することとする。

五 国及び地方公共団体の任命権者による職業生活相談員の選任は、選任すべき事由が発生した日から三月以内に行わなければならないこととする。

六 国及び地方公共団体の任命権者が職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、職業生活相談員の氏

名、職業生活相談員として選任するために必要な資格を有することを明らかにする事実並びに当該事業所の労働者の総数及び当該労働者のうち法第七十九条第一項に規定する障害者の数を、国及び都道府県の任命権者にあつては厚生労働大臣に、市町村及び特別地方公共団体にあつては都道府県労働局長にそれぞれ提出するものとする。

第五 国及び地方公共団体の任命権者による免職の届出

国及び地方公共団体の任命権者が障害者である職員を免職する場合には、速やかに、免職する障害者である職員の氏名、性別、年齢及び住所、免職する障害者である職員が従事していた職種並びに解雇の年月日及び理由を記載した届書を、当該障害者である職員の雇用に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないこととする。

第六 書類の保存

- 一 法第八十一条の二の規定による書類の保存は、事業所ごとに行わなければならないこととする。
- 二 書類の保存期間は、対象障害者である労働者の死亡、退職又は解雇の日から三年間とすること。
- 三 同条の厚生労働省令で定めるものは、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する対象障害者であ

る労働者に係る確認の書類の写しとすること。

第七 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第八 施行期日等

一 施行期日

この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。

二 準備行為

国及び地方公共団体の任命権者による障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任は、この省令の施行前においても行うことができることとする。

三 経過措置

国及び地方公共団体の任命権者が選任する障害者職業生活相談員は、令和三年三月三十一日までの間は、第四の三に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者としてすること。

1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後二年以上、雇用管理その他の労務に関する事項（以

下「労務に関する事項」という。）についての実務に従事した経験を有するもの

2 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後三年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

3 1及び2に掲げる者以外の者で、四年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの